

令和 8 年度 福島県立学校任期付職員 採用候補者選考試験実施要項

福島県教育委員会

1 福島県立学校任期付職員について

- (1) 福島県内の県立学校において、3年以内の期間に育児休業又は配偶者同行休業を取得する職員の代替職員として勤務していただく職員です。
※ 県立学校とは、県立中学校、県立高等学校、県立特別支援学校のことです。
- (2) 採用された方の1回の任期は、職員の育児休業又は配偶者同行休業の取得期間の範囲内とし、職員の育児休業又は配偶者同行休業の取得状況によっては、任期が変更される場合もあります。なお、最長期間は「3年」となります。
- (3) 県教育委員会では、志願書の確認を行った後、志願者名簿への登録を行います。登録された方には別途選考試験を行い、その合格者を任期付職員の採用候補者名簿に登載します。
- (4) 採用候補者名簿に登載された方から、試験の成績や勤務希望地域等を考慮の上、随時育児休業又は配偶者同行休業の承認を受けた職員の勤務する学校で採用します。

2 募集する職種・校種等

校種に応じ、下記資格を有する方又は令和8年3月31日までに取得見込みの方。

職 種	校 種	資 格
常勤講師（任期付）	県立中学校・県立高等学校	教育職員免許法に規定する各相当の教諭免許状を有する方
	県立特別支援学校	
養護助教諭（任期付）	県立中学校・県立高等学校	
	県立特別支援学校	
実習助手（任期付）	県立学校（高等学校・特別支援学校）	
寄宿舎指導員（任期付）	県立学校（高等学校・特別支援学校）	

（※福島県市町村立学校任期付職員に応募されている方は申込みできません。）

3 応募資格

次の(1)～(4)の条件をすべて満たす方とします。

- (1) 常勤講師（任期付）及び養護助教諭（任期付）については、教育職員免許法に規定する各相当の教諭免許状を有する方
- (2) 実習助手（任期付）及び寄宿舎指導員（任期付）については、高等学校卒業以上（卒業見込みの方を含む）の学歴を有する者、又はこれと同等の学力があると認められる者
- (3) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない方
- (4) 本県の公立学校における再任用制度に該当しない方

<障がいのある方へ>

障がいのある方（身体障がい者手帳等を所有する方）についても、上記の資格があり、職務の遂行が可能な方は、応募することができます。

<令和6年度及び令和7年度福島県立学校任期付職員採用候補者名簿に登載されている方へ>

すでに名簿に登載されておりますので、今年度は、応募の必要はありません。

4 応募手続き

(1) 応募書類

希望職種により、提出書類が異なります。

提出書類一覧をダウンロードし確認の上、必要書類を下記宛先まで郵送にて提出してください。
また、申し込みにあたっては、次の点に留意してください。

- ① 申し込みの封筒の表に「任期付職員志願書在中」と朱書きしてください。
- ② 福島県市町村立学校任期付職員との重複の応募はできません。

(2) 実施要項及び志願書等の入手先

＜県立中学校・高等学校へ応募される方＞

福島県教育庁高校教育課ウェブページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70057a/>

＜県立特別支援学校へ応募される方＞

福島県教育庁特別支援教育課ウェブページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70058a/>

(3) 宛先

＜県立中学校・高等学校へ応募される方＞

〒960-8688 福島市杉妻町2番16号 福島県教育庁高校教育課 人事担当

＜県立特別支援学校へ応募される方＞

〒960-8688 福島市杉妻町2番16号 福島県教育庁特別支援教育課 人事担当

(4) 受付期間 随時受付

(5) 志願者名簿の登録

志願書の内容確認を経て、志願者名簿に登録されます。

5 選考の実施方法

(1) 選考試験日・会場等

選考試験は随時行いますので、志願者名簿に登録された方に別途お知らせします。

※受験票等の送付は行いません。

(2) 選考試験の内容

①書類選考 ②面接 ③小論文（実習助手、寄宿舎指導員の応募者のみ）

6 選考結果

(1) 合格者の発表

可否については、選考試験後、受験者に電話等で連絡します。

(2) 採用候補者名簿の登載

選考試験に合格された方は、採用候補者名簿に登載され、当該名簿に登載された方の中から、育児休業又は配偶者同行休業を取得する職員の代替職員として勤務することになります。したがって、職員の育児休業等の取得状況によっては採用されない場合もあります。

※ 臨時的任用職員、特定会計年度任用職員として採用される場合もあります。

※ 任期付職員の登録・任用は、教員採用選考試験の受験を妨げるものではありません。また、任期付職員の勤務年数は、本県教員採用選考試験における特別選考Ⅱ（臨時的任用職員等経験者特別選考）の勤務年数に該当します。

7 採用及び勤務条件

(1) 採用

- ・任期付職員の任用の期間は、3年以内の期間です。
- ・選考試験に合格された方は、「福島県立学校任期付職員採用候補者名簿」に登載されます。なお、名簿登載有効期間は、登載開始から3年です。ただし名簿登載者が必ず任用されるとは限りません。

(2) 勤務条件

① 勤務時間 週当たり38時間45分（1日7時間45分）

② 給料

区分試験	月 額	給料決定上の学歴	勤務時間
常勤講師・養護助教諭・ 実習助手・寄宿舎指導員	26万円程度	大学卒	7時間45分
	24万円程度	短大卒	
	22万円程度	高校卒	

※ 前歴の職務内容や期間を加味して初任給を決定します。

※ 昇給前1年間の勤務成績に応じて昇給します。

③ 諸手当 一定の要件を満たす場合には、期末手当、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、退職手当などが支給されます。

④ 休 暇 年次有給休暇、病気休暇、忌引休暇、夏季休暇、介護休暇等

⑤ 福利厚生 公立学校共済組合員及び福島県教職員互助会会員となります。

お問い合わせ

< 県立中学校・高等学校へ応募される方 >

福島県教育庁高校教育課

〒960-8688

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎5階）

電話 024-521-7770

E-Mail / k.koukoukyouiku@pref.fukushima.lg.jp

< 県立特別支援学校へ応募される方 >

福島県教育庁特別支援教育課

〒960-8688

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎5階）

電話 024-521-7765

E-Mail / k.tokubetsushien@pref.fukushima.lg.jp